

大規模小売店舗立地法に基づく県の意見に対する大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第7項の規定に基づき、同法第6条第2項の規定による届出をした者から大規模小売店舗に関し変更しようとする旨の届出があったので公告する。

平成24年8月1日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 サンミュージック夢工場長浜店 長浜市八幡中山町681番地
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 変更前
 - ア 駐車場の位置および収容台数 5か所 118台（普通車区画79台、軽自動車区画39台）
 - イ 添付書類（法第5条第2項）、5 駐車場の自動車の出入口の形式または来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数および位置を設定するために必要な事項、「（4）駐車場の設置に当たっての配慮事項」（変更後のとおりの文言を追加する）
 - (2) 変更後
 - ア 駐車場の位置および収容台数 5か所 118台（普通車区画97台、軽自動車区画21台）
 - イ 添付書類（法第5条第2項）、5 駐車場の自動車の出入口の形式または来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数および位置を設定するために必要な事項、「（4）駐車場の設置に当たっての配慮事項」 増床店舗開業時やその他繁忙時など状況に応じて適宜誘導員を配置し、周辺道路に来客車両が溢れないように、適切に交通誘導を行う。
- 3 変更の理由 知事意見を踏まえ、普通車区画の割合を増やし、来客者の利便向上に努めるため
- 4 届出年月日 平成24年7月13日
- 5 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1-1
滋賀県商工観光労働部商業振興課 大津市京町四丁目1-1
長浜市産業経済部商工振興課 長浜市高田町12番34号
 - (2) 縦覧期間 平成24年8月1日から平成24年12月3日まで